

「アートマスター制」を導入しています。

入賞を重ねる出品者の功績を顕彰する目的で、アートマスターの称号を滋賀県芸術文化祭会長名（知事）で授与し、アートマスター昇格の翌年から5年間の委嘱発表の場を提供します。

■「特選」6回以上（連続でなくともよい）の入賞者に対し、委嘱期間5年とします。但し、第70回展からカウントを開始しています。

- ・「知事賞（第73回展までは芸術文化祭賞）」は特選2回分に換算します。
- ・一人の出品者が異なる部門で入賞された場合、特選数は部門を超えて換算します。
- ・平成28年度の「第70回記念賞」は特選2回分に換算します。

■アートマスター出品は審査対象外とします。

■5年間の委嘱期間終了後は、再び一般出品できますが、アートマスターの称号は永久とします。

<第74回展（令和2年）・アートマスター昇格者>

部 門	氏 名	出品委嘱発表期間
立 体	岩崎 高志	第75回展～第79回展
工 芸	藤井 誠治	第75回展～第79回展
書	今居 青桃	第75回展～第79回展

<第76回展（令和4年）・アートマスター昇格者>

部 門	氏 名	出品委嘱発表期間
立 体	川合 徹	第77回展～第81回展

<第77回展（令和5年）・アートマスター昇格者>

部 門	氏 名	出品委嘱発表期間
書	神戸 雅子	第78回展～第82回展